

# 公益社団法人神奈川県病院協会役員選挙規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県病院協会定款第23条に規定する役員候補者の選任について定める。

## (役員候補者の選任方法)

第2条 役員候補者の選任は、選挙による。

## (選挙管理委員会の設置)

第3条 役員の選挙を管理するために選挙管理委員会（以下「選管委」という。）を設置する。

2 選管委は選挙公示、立候補者及び推薦の受付、投票・開票の管理及び当選人の決定その他役員選挙に必要な事務の管理を行う。

3 選管委事務局は、公益社団法人神奈川県病院協会事務局内に置く。

## (選管委の委員構成等)

第4条 委員は正会員の中から、地区の推薦に基づき理事会の承認を経て会長が任命する。

2 選管委は5名の委員を持って構成し、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 選管委委員の任期は、定款第26条（役員の任期）の規定を準用する。

## (選挙人名簿の作成)

第5条 選管委は、選挙公示日の属する月の1日現在登録の正会員により選挙人名簿を作成する。

## (被選挙権等)

第6条 正会員は、役員の被選挙権及び選挙権を有する。

## (理事候補者の定員等)

第7条 理事候補者の定員区分は、地区と全県に分ける。候補者の数は理事会で定めることができる。

2 地区の候補者の定員は、地区毎に正会員10名までは1名とし、10名又はその端数を増す毎に1名を加えた数とする。地区の区分は別表に定める。

3 全県の候補者の定員区分は、医師会枠及び大学枠は各2名以内、県立病院枠及び市立病院枠は各1名とし、調整枠は理事会が必要に応じて定める。

## (監事候補者の定員等)

第8条 正会員による監事（以下「監事」という。）の候補者の定員は2名とする。

2 外部監事の候補者の定員は1名とする。

## (選挙期日等の公示)

第9条 理事及び監事の任期満了による選挙は、その任期の終わる年の定時総会の日前15日以上30日以内に行う。

2 選管委は、選挙期日、立候補及び推薦の受付締切日、第7条に規定する理事候補者の定員、第8条に規定する監事候補者の定員、関係書類等を選挙期日の15日前までに公示しなければならない。

(理事及び監事の立候補並びに推薦)

第10条 理事及び監事に立候補しようとする者は、選挙期日の公示があった日から15日以内に氏名を明記した立候補届を選管委に提出しなければならない。

2 理事及び監事を推薦する場合は、正会員2名以上の連名による推薦を必要とし、本人の承諾書を添えて前項の期日内に推薦状を選管委に提出しなければならない。

(外部監事の推薦)

第11条 第8条第2項に規定する外部監事は、会長の推薦状を必要とし、候補者本人の承諾書を添えて、選管委に提出しなければならない。選管委は候補者について理事会に報告する。

(立候補届並びに推薦状等の様式)

第12条 立候補届、推薦状及び承諾書の様式は、別に規程する選挙要領に定める。

(候補辞退及び推薦取下)

第13条 候補者は、選挙期日までに、候補辞退届を選管委に提出し、候補を辞することができます。

2 推薦者は、候補者の承諾を得て、推薦取下届を選管委に提出し、推薦を取り下げることができます。

3 届出の様式は、選挙要領に定める

(投票)

第14条 理事及び監事の候補者の数が定員を超える区分のあるときは、その超える地区及び区分において正会員で投票を行う。

(投票立会人)

第15条 選管委委員長は、投票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。

(投票方法及び様式)

第16条 投票方法は選挙すべき役員候補者の定員に応じ、単記投票又は連記投票とする。

- 2 投票は無記名投票とする。
- 3 委任状による投票は認めない。
- 4 投票用紙の様式は別に定める。

(無効投票)

第17条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者の氏名を確認できないもの

- (4) 単記投票においては、1投票中に2名以上の候補者の氏名を記載したもの
- (5) 連記投票においては、定められた数を超える数又は満たない数の候補者の氏名を記載したもの

(投票箱の閉鎖)

第18条 投票立会人は投票が終わったときは、投票箱の閉鎖を宣告する。宣言があった後は投票することができない。

(開票)

第19条 投票立会人は投票を点検し、直ちに結果を選管委委員長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第20条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 得票数が同じであるときは、投票立会人がくじにより当選人を定める。

3 当選人の氏名及び得票数等必要な事項は、選管委委員長が理事会に報告する。

(無投票当選)

第21条 候補者の数が定員を超えないときは、理事会の議決により、投票を行わないで候補者をもって当選人とすることができる。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 昭和49年3月1日に制定した社団法人神奈川県病院協会役員選任規程は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年1月20日から施行する。

別表（第7条2項関係）

地区名	地区範囲
横浜	全市
川崎	全市
相模原	全市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
県西	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡

[参考]

- ・三浦郡（葉山町）
- ・高座郡（寒川町）
- ・中郡（大磯町、二宮町）
- ・愛甲郡（愛川町、清川村）
- ・足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
- ・足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）